

熊本市いじめ防止等対策委員会（臨時部会）委員の委嘱について

熊本市いじめ防止等対策委員会（臨時部会）委員を次のとおり委嘱したいので議決を
求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

区分	氏名	所属・役職名等	備考
弁護士	原 彰宏	津留山村法律事務所	新任
学識経験者	黒山 竜太	熊本大学 大学院教育学研究科 准教授	新任
臨床心理士	園部 博範	熊本県臨床心理士・公認心理師協会 優里の会所属	新任
医師	井形 るり子	精神科医師 藤崎宮前クリニック院長	新任

任期 委嘱議決後から調査報告書の報告まで

（提出理由）

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条及び第3条並びに熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱（平成26年3月28日制定）第3条第2項及び第10条の規定により、熊本市いじめ防止等対策委員会（臨時部会）委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）第1条第12号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）

（設置）

第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表

5 教育委員会の附属機関

3	熊本市いじめ防止等対策委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づきいじめの防止等のための実効的な対策について検討するとともに、同法第28条第1項に基づく調査を行う。
---	----------------	--

熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱（平成26年3月28日制定）

（組織）

第3条 委員会は、5人以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 臨床心理士
- (4) 医師
- (5) 警察関係者

（臨時部会）

第10条 委員会に、第2条第3号に規定する調査を行うための臨時部会を置くことができる。

2 臨時部会は、5名以内の臨時委員によって組織する。

3 第3条第2項の規定は、前項の臨時委員について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは「臨時委員」と読み替えるものとする。

4 臨時委員の任期は、教育長がその都度定めるものとする。

5 臨時部会に部会長をおき、臨時委員の互選によりこれを定める。

6 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の部会長について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「臨時部会」と、「委員」とあるのは「臨時委員」と読み替えるものとする。

7 委員会は、臨時部会の調査報告をもって委員会の調査報告とすることができる。この

場合において、部会長は、委員会にその内容を報告するものとする。

- 8 第6条から第9条までの規定は、臨時部会の会議等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「臨時部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「臨時委員」と、第8条第2項中「協議し、委員会の報告書として教育長に報告する」とあるのは「協議する」と読み替えるものとする。